

水戸市都市景観形成補助金（令和2年3月31日改正）

■概要

都市景観重点地区（備前堀沿道地区、弘道館・水戸城跡周辺地区）において、優れた都市景観の形成に寄与する行為に補助金を交付する制度です。改正により弘道館・水戸城跡周辺地区における既存不適格屋外広告物の撤去・改修にも適用することが可能となりました。

■補助金交付対象事業及び限度額

補助金交付対象事業	主な補助要件	限度額※1※2	
		設計	工事
① 建築物・工作物の新築，増築，改築，移築に係る，基本設計・実施設計及び仕上げ工事	屋根・外壁・開口部等の外観に係る部分が基準色彩に適合し，かつ和風である等，景観形成に寄与すると認められるもの	設計	100万円
		工事	200万円
② 門，塀，擁壁，石垣等の新築に係る，基本設計・実施設計及び仕上げ工事	基準色彩に適合し，かつ和風であるなど，景観形成に寄与すると認められるもの	設計	100万円
		工事	200万円
③ 舗装による美装化やストリートファニチャーの設置等，都市景観の形成に寄与するオープンスペースの整備	優れた都市景観形成に寄与し，かつ一般公衆が利用できるもの	200万円	
④ 建築設備，サービススペース等の隠ぺいに係る工事	基準色彩に適合し，木の風合いのもの	200万円	
⑤ 植樹・植栽をする緑化工事	高さ1.5m以上の中高木や高さ1.0m以上の生垣	50万円	
⑥ 優れた都市景観の形成に寄与する屋外広告物の設置・改造	木材等の素材を活用するもの	50万円	
⑦ 既存不適格広告物※3の撤去（弘道館・水戸城跡周辺地区のみ）	掲出物件を存置しないこと	200万円	
⑧ 既存不適格広告物※3の改修（弘道館・水戸城跡周辺地区のみ）	都市景観基準に適合するもの	30万円	

※1 補助額は補助対象経費の2分の1，もしくは表内限度額のいずれか低い額

※2 同一敷地内に複数の補助事業がある場合は，合計500万円が補助金限度額

※3 既存不適格広告物への該当判定は平成31年4月1日時点とする。

■詳細は水戸市公式ホームページをご覧ください。

トップページ > 市役所案内 > 各課の業務 > 都市計画部 > 都市計画課
> 都市景観重点地区について > 水戸市都市景観形成補助金

https://www.city.mito.lg.jp/000271/000273/000288/000361/001879/keikan_keisei_hojo.html

■問い合わせ先 水戸市 都市計画部 都市計画課 景観室 TEL：029-232-9206



水戸市都市景観形成補助金交付要項

(趣旨)

第1条 この要項は、優れた都市景観づくりを推進するため、予算の範囲内で、都市景観形成補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、水戸市補助金等交付規則（昭和53年水戸市規則第22号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び限度額は、別表に掲げるとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、補助事業は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）、水戸市屋外広告物条例（平成22年水戸市条例第5号。以下「広告物条例」という。）その他の関係法令の規定に適合するものであること。
- (2) 当該補助事業について、他の補助を受けていないこと。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）又は限度額のいずれか低い額とする。

2 同一敷地内における補助事業が複数ある場合において、それぞれの行為について前項の規定により算出した補助金の合計額が500万円を超えるときは、補助金の額は、500万円とする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、都市景観形成補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 設計図書
- (2) 工事見積書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、都市景観形成補助金交付決定通知書（様式第2号）又は都市景観形成補助金交付却下通知書（様式第3号）により当該申請をした者に通知するものとする。

(計画変更等の承認)

第6条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、都市景観形成補助金変更等承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容の変更をしようとするとき。
- (2) 補助事業に要する経費の変更をしようとするとき。
- (3) 補助事業の中止又は廃止をしようとするとき。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、都市景観形成補助金変更等承認通知書（様式第5号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、都市景観形成補助金実績報告書（様式第6号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 工事請負契約書の写し
- (3) 工事代金支払領収書の写し
- (4) 施工写真及び完成写真
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、書類の審査等により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、都市景観形成補助金額確定通知書（様式第7号）により補助事業者へ通知するものとする。

(交付の請求)

第9条 補助事業者は、前条の規定により補助金の額の確定を受けたときは、都市景観形成補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令に基づく市長の処分違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消された場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金の交付を受けているときは、市長の指定する期日までに補助金を返還しなければならない。

(補則)

第11条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則 (平成6年3月18日告示第26号)

1 この要項は、平成6年4月1日から施行する。

付 則 (平成15年4月1日告示第66号)

(施行期日)

1 この要項は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この要項の施行の日前にこの要項による改正前の水戸市都市景観形成助成金交付要項の規定によりされた処分、手続きその他の行為は、この要項による改正後の水戸市都市景観形成助成金交付要項の規定によりされた処分、手続きその他の行為とみなす。

付 則 (平成23年3月10日告示第50号)

(施行期日)

1 この要項は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この要項による改正後の水戸市都市景観形成助成金交付要項の規定は、この要項の施行の日以後の申請に係る都市景観形成助成金について適用し、同日前の申請に係る都市景観形成助成金については、なお従前の例による。

付 則 (令和2年3月31日告示第97号)

(施行期日)

1 この要項は、公布の日から施行し、改正後の第2条及び第3条の規定(既存不適格広告物に係る部分に限る。)は、平成31年3月31日時点で広告物条例に適合しているものについて、平成31年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この要項による改正後の水戸市都市景観形成補助金交付要項の規定は、この要項の施行の日以後の申請に係る都市景観形成補助金について適用し、同日前の申請に係る都市景観形成補助金については、なお従前の例による。

別表 (第2条関係)

次ページ以降に掲載

1 水戸市都市景観条例（平成4年水戸市条例第4号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により指定した都市景観重点地区（以下「都市景観重点地区」という。）

(1) 備前堀沿道地区

補助事業	補助対象者	補助対象経費	限度額
1 次のいずれかを取り入れた建築物又は工作物（門、塀又は擁壁、石垣等を除く。以下「建築物等」という。）の新築、増築、改築又は移築（以下「新築等」という。）に係る工事（道路等公共空間から見える部分に限る。） (1) 色彩が灰、黒等である和瓦、銅板その他和風を演出する素材（カラー鉄板及び瓦棒ぶきを除く。）を仕上げ材とする切妻屋根、寄棟屋根又は入母屋屋根 (2) マンセル表色系（産業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づく日本産業規格Z8721）に定める色相がYR、Y若しくはGYで明度が3以上8以下かつ彩度が6以下（以下「基準色彩」という。）又は色相がNであるしっくい、和風板張り、和風リシン吹付けその他和風を演出する素材で仕上げられた外壁 (3) 基準色彩である板戸、格子戸、格子窓、木製建具、和風サッシその他和風を演出する開口部	条例第16条第2項に規定する都市景観基準に適合する行為を行う者	基本設計及び実施設計に係る経費	100万円
		仕上げ工事に係る経費	200万円
2 基準色彩で和風を演出する門、塀又は擁壁、石垣等（以下「門、塀等」という。）の新築等に係る工事（道路等公共空間から見える部分に限る。）		基本設計及び実施設計に係る経費	100万円
		仕上げ工事に係る経費	200万円
3 舗装、ストリートファニチャーの設置等優れた都市景観の形成に寄与するオープンスペースの整備（一般公衆が利用できるものに限り、駐車場として供用されるものを除く。）		オープンスペース整備に係る経費	200万円
4 基準色彩である木製又は木の風合いの格子、ルーバー等による建築設備、サービススペース等の隠ぺいに係る工事（道路等公共空間から見える部分に限る。）		設備隠ぺい工事に係る経費	200万円
5 次の各号に掲げる要件を満たす緑化工事（道路等公共空間から容易に見通せる部分に限る。）又はブロック塀等の撤去に係る工事（当該緑化工事を行う部分に当該ブロック塀等が存する場合に限る。） (1) 次のいずれかに該当するものの植栽に係る緑化工事 ア 高さ1.5メートル以上の中高木 イ 高さ0.3メートル以上の樹木が相互に葉が触れ合う程度に植栽され、かつ、高さ1メートル以上の樹木が長さ2メートル以内につき1本以上植栽される植樹帯 ウ 相互に葉が触れ合う程度に列植され、道路に沿った延長が2メートル以上かつ高さ1メートル以上の生垣 (2) 緑化工事後において前号の植栽と道路との間に塀等が存しないこと。ただし、前号ア又はウの植栽に係る緑化工事にあつては、当該塀等の高さが概ね0.6メートル以下の場合、この限りでない。 (3) 法令の緑化の義務による緑化工事でないこと。		緑化工事及びブロック塀等の撤去工事に係る経費	50万円（ブロック塀等の撤去工事にあつては、水戸市生垣設置奨励補助金交付要項（平成3年水戸市告示第49号）第3条第1項第2号に定める限度額）
		屋外広告物等の設置及び改造工事に係る経費	50万円
6 木材等の素材を活用し、優れた都市景観の形成に寄与する屋外広告物の表示及び掲出物件の設置（以下「屋外広告物等の設置」という。）又は改造に係る工事（同一敷地内において、補助対象者が所有し、又は管理する屋外広告物の全てが広告物条例に適合している場合に限る。）		屋外広告物等の設置及び改造工事に係る経費	50万円

(2) 弘道館・水戸城跡周辺地区

補助事業	補助対象者	補助対象経費	限度額
1 次のいずれかを取り入れた建築物等の新築等に係る工事（道路等公共空間から見える部分に限る。） (1) 和瓦その他歴史的な雰囲気演出する素材を仕上げ材とした屋根、下屋又はひさし (2) 白しっくい、板張り、木製格子等により歴史的な雰囲気演出する外壁又は開口部 (3) 前2号に掲げるもののほか、優れた都市景観形成に寄与すると認められるもの	条例第16条第2項に規定する都市景観基準に適合する行為を行う者	基本設計及び実施設計に係る経費	100万円
		仕上げ工事に係る経費	200万円
2 次の各号のいずれかに該当する門、塀等の新築等に係る工事（道路等公共空間から見える部分に限る。） (1) 白しっくい、板張り、石積み等により歴史的な雰囲気演出するもの (2) 前号に掲げるもののほか、優れた都市景観形成に寄与すると認められるもの		基本設計及び実施設計に係る経費	100万円
		仕上げ工事に係る経費	200万円
3 舗装、ストリートファニチャーの設置等優れた都市景観の形成に寄与するオープンスペースの整備（一般公衆が利用できるものに限り、駐車場として供用されるものを除く。）		オープンスペース整備に係る経費	200万円
4 木製又は木の風合いの格子、ルーバーによる建築設備、サービススペース等の隠ぺいに係る工事（道路等公共空間から見える部分に限る。）		設備隠ぺい工事に係る経費	200万円
5 次の各号に掲げる要件を満たす緑化工事（道路等公共空間から容易に見通せる部分に限る。）又はブロック塀等の撤去に係る工事（当該緑化工事を行う部分に当該ブロック塀等が存する場合に限る。）		緑化工事に係る経費	50万円（ブロック塀等の撤去工事にあつては、水戸市生垣設置奨励補助金交付要項（平成3年水戸市告示第49号）第3条第1項第2号に定める限度額）

(1) 次のいずれかに該当するものの植栽に係る緑化工事 ア 高さ1.5メートル以上の中高木 イ 高さ0.3メートル以上の樹木が相互に葉が触れ合う程度に植栽され、かつ、高さ1メートル以上の樹木が長さ2メートル以内につき1本以上植栽される植樹帯 ウ 相互に葉が触れ合う程度に列植され、道路に沿った延長が2メートル以上かつ高さ1メートル以上の生垣 (2) 緑化工事後において前号の植栽と道路との間に塀等が存しないこと。ただし、前号ア又はウの植栽に係る緑化工事にあつては、当該塀等の高さが概ね0.6メートル以下の場合、この限りでない。 (3) 法令の緑化の義務による緑化工事でないこと。			は、50万円（ブロック塀等の撤去工事にあつては、水戸市生垣設置奨励補助金交付要項（平成3年水戸市告示第49号）第3条第1項第2号に定める限度額）
6 色数を抑え木材等の素材を活用する等優れた都市景観の形成に寄与する屋外広告物等の設置又は改造に係る工事（同一敷地内において、補助対象者が所有し、又は管理する屋外広告物の全てが広告物条例に適合しているものに限る。）		屋外広告物等の設置、改造工事に係る経費	50万円
7 既存不適格広告物等の撤去に係る工事及び当該既存不適格広告物を撤去した部分に対する補修等（同一敷地内において、補助対象者が所有し、又は管理する全ての屋外広告物及び掲出物件が広告物条例に適合している場合に限る。）		既存不適格広告物等の撤去に係る経費	200万円
8 既存不適格広告物を都市景観基準に適合するよう改修する工事（同一敷地内において、補助対象者が所有し、又は管理する屋外広告物の全てが広告物条例に適合している場合に限る。）		既存不適格広告物改修に係る経費	30万円

備考 「既存不適格広告物等」とは、第5条の規定による申請の際現に広告物条例第21条第1項の適用を受ける屋外広告物及び掲出物件又は平成31年4月1日において広告物条例第21条第1項の適用を受ける屋外広告物及び掲出物件で同日後に広告物条例第8条第3項、第12条第1項又は第16条第1項の規定による許可の期間を経過した屋外広告物及び掲出物件をいう。

2 景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）第19条第1項の規定により指定した景観重要建造物（以下「景観重要建造物」という。）

補助事業	補助対象者	補助対象経費	限度額
景観重要建造物の外観の修繕又は外構の修景（当該景観重要建造物の敷地内における門、柵、塀、樹木、照明器具等の新設、増築、改造、移設、除却又は大規模な修繕若しくは模様替えで、優れた景観の保全又は創出を図ることをいう。）	景観重要建造物の所有者又は管理者	景観重要建造物の外観の修繕に係る経費	500万円
		景観重要建造物の修景に係る経費	300万円

3 大規模建築物等（法第16条第1項の規定による届出を要する建築物等をいう。）

補助事業	補助対象者	補助対象経費	限度額
次に掲げる行為のうち法第8条第2項第2号に規定する事項に適合し、かつ、優れた都市景観の形成に特に先導的な役割を果たし、又は大きな影響を与えるもの 1 オープンスペースの整備 2 建築設備、サービススペース等の隠ぺいに係る工事 3 建築物等の外観変更に係る工事 4 植樹・植栽をする緑化工事（法令の緑化の義務によるものを除く。）	法第16条第1項の規定による届出をした者	オープンスペースの整備に係る経費	500万円
		建築設備、サービススペース等の隠ぺいの工事に係る経費	200万円
		基本設計及び実施設計に係る経費	100万円
		建築物等の外観変更に係る経費	200万円
		植樹・植栽をする緑化工事に係る経費	50万円